

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫または発生】</p> <p>マグマの移動に伴う群発地震が発生しているなか、次のいずれかが観測された場合</p> <p>①想定噴火領域での低周波地震または継続時間が短い（3分未満）火山性微動の多発（24時間に概ね20回以上または6時間に概ね10回以上）</p> <p>②継続時間の長い（3分以上）顕著な火山性微動（振幅5μm/s以上）の発生</p> <p>③陸域での噴気や地熱域の出現、地殻変動による顕著な地割れ・隆起・陥没などの発生</p> <p>④海底（水深500m以浅）での火山活動による変色などの出現</p> <p>⑤陸域 または 海底（水深500m以浅）で噴火が発生</p>	<p>該当する現象が観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される】</p> <p>マグマの移動に伴う群発地震が発生しているなか、次のいずれかが観測された場合</p> <p>①想定噴火領域での低周波地震または継続時間が短い（3分未満）火山性微動の多発（24時間に概ね10回以上または6時間に概ね5回以上）</p> <p>②継続時間の長い（3分以上）火山性微動の発生</p> <p>③マグマがごく浅部まで上昇したと考えられる地殻変動</p>	<p>噴火が発生せず、左記のいずれの現象も観測されなくなった場合には、火山活動を評価した上で、すみやかにレベルを引き下げる。</p>
3	<p>伊豆東部火山群では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程でレベル2・3は発表しない。</p> <p>ただし、火山活動が低下する過程などにおいてレベル2・3を発表する場合がある（予想される噴火による影響範囲が火口周辺に限定され、かつ居住地域から離れている場合）。レベル2・3を発表する場合は、その際にレベル2・3からの引下げ基準を明確にする。</p>	
2	<p>(レベル1の火山活動の状況)</p> <p>【マグマの移動等に伴い、群発地震や地殻変動が観測される】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活発な群発地震活動により、体に感じる地震が多発し、震度5弱以上の大きな揺れとなることがある。（震源の浅部への移動が観測されることがある） 体積ひずみ計などで明瞭な地殻変動が観測される。 単発的に振幅の小さい低周波地震や継続時間が短い火山性微動が観測されることがある。 <p>伊豆東部の群発地震が活発化した場合には、「伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報」を発表し、そのなかで、以上のような地震活動や地殻変動等の状況を周知する。</p> <p>【火山活動は静穏】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震活動は低調だが、時々まとまって地震が発生することがある。 火山活動による地殻変動は認められない。 	
1	<ul style="list-style-type: none"> 火山性微動の振幅は、大崎観測点、新井観測点、鎌田観測点における振幅の最大とする。 本基準は伊豆東部火山群の火山防災対策検討会において設定された「火口が出現する可能性のある範囲」のうち「海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性がある範囲（水深500m以浅の範囲、ここでは「想定噴火領域」という）」での火山活動を想定したものである。 これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いながら、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。 火山の状況によっては、異常な現象が観測されずに噴火する場合もある。レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時きも同様） 各基準の番号は、「伊豆東部火山群の噴火警戒レベル判定基準とその解説」において、「3 噴火警戒レベルの区分けと判定基準及びその解説」で説明される番号に対応する。https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level_kijunn/316_level_kaisetsu.pdf 	